

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和3年4月1日～令和3年9月30日）におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けており、感染拡大に伴う緊急事態宣言等で経済活動が制限されるなか、個人消費や雇用情勢が弱い動きとなっておりました。また、半導体を始めとする材料不足や米中の対立激化等、新型コロナウイルス感染症の他にも多くの問題を抱えており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が長期化するなか、金融サービスを通じて、お客さまや地域社会を支え続けていくことが強く求められております。

こうしたなか、当行は、平成31年4月よりスタートさせた第1次経営計画『ともに未来へ～to the future with …～』に基づき、トモニホールディングスグループにおけるグループ経営ビジョンである『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、5つの基本戦略の展開を通じて、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間の損益状況は、連結経常収益は、貸出金利息及び役員取引等収益が増加しましたが、株式等売却益が減少したこと等により、前中間連結会計期間比201百万円減少して16,824百万円となりました。

連結経常利益は、与信関連費用が減少したこと等により、同831百万円増加して5,161百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は同958百万円増加して3,882百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

主要勘定におきましては、当中間連結会計期間末の譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前連結会計年度末比1,381億円増加して2兆2,861億円となりました。貸出金残高は、積極的な営業活動により中小企業・個人向け貸出等の取組みを進めたこと等により、同385億円増加して1兆7,797億円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は8.17%となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により、営業活動の結果獲得した資金は96,856百万円となり、前中間連結会計期間比5,940百万円の収入減となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、借入金の増加による収入が減少したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により、投資活動の結果支出した資金は18,455百万円となり、前中間連結会計期間比4,667百万円の支出減となりました。これは、前中間連結会計期間と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は389百万円となり、前中間連結会計期間比88百万円の支出減となりました。これは、前中間連結会計期間と比較して、配当金の支払額が減少したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比78,016百万円増加し338,867百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

徳島銀行、大正銀行

項 目	期 別	平成31年度中間期	平成31年度中間期
		徳島銀行	大正銀行
連結経常収益	百万円	13,886	4,768
連結経常利益	百万円	3,835	799
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,789	602
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—
連結中間包括利益	百万円	6,431	864
連結包括利益	百万円	—	—
連結純資産額	百万円	102,984	21,556
連結総資産額	百万円	1,690,688	529,236
1株当たり純資産額	円	1,313.54	889.43
1株当たり中間純利益	円	36.15	24.85
1株当たり当期純利益	円	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—
自己資本比率	%	5.99	4.07
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.71	5.99
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△22,777	△6,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,390	9,284
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△420	△57
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	129,536	69,523
従業員数	人	941	316
[外、平均臨時従業員数]	人	[104]	[99]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。

徳島大正銀行

項 目	期 別	令和2年度	令和3年度	平成31年度	令和2年度
		中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	17,025	16,824	30,182	34,844
連結経常利益	百万円	4,330	5,161	5,171	9,025
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,924	3,882	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	3,516	6,126
連結中間包括利益	百万円	7,053	4,436	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	△1,838	14,402
連結純資産額	百万円	122,394	133,371	115,786	129,390
連結総資産額	百万円	2,390,567	2,559,049	2,243,066	2,427,581
1株当たり純資産額	円	1,563.55	1,706.15	1,479.04	1,653.18
1株当たり中間純利益	円	37.90	50.31	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	45.57	79.39
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.04	5.14	5.08	5.25
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.12	8.17	7.91	8.11
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	102,796	96,856	5,593	68,116
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△23,122	△18,455	14,530	1,371
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△477	△389	△838	△862
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	271,421	338,867	192,220	260,850
従業員数	人	1,214	1,179	1,200	1,157
〔外、平均臨時従業員数〕	人	[109]	[104]	[105]	[109]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。

■セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

令和2年度中間期及び令和3年度中間期

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び信用保証業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、記載を省略しております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
破綻先債権額	887	674
延滞債権額	18,659	22,638
3ヵ月以上延滞債権額	141	16
貸出条件緩和債権額	1,824	6,397
合計	21,512	29,727
部分直接償却実施額	6,869	6,563
貸出金残高（末残）	1,673,509	1,779,737
リスク管理債権比率	1.28%	1.67%

（注）リスク管理債権の定義

(1)破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金。

(2)延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

(3)3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金。

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)
資産の部		
現金預け金	276,063	343,520
コールローン及び買入手形	5,000	—
商品有価証券	396	374
金銭の信託	4,913	6,429
有価証券	385,749	385,561
貸出金	1,673,509	1,779,737
外国為替	2,646	3,597
その他資産	28,077	24,077
有形固定資産	18,370	19,376
無形固定資産	1,567	1,216
退職給付に係る資産	1,806	2,977
繰延税金資産	39	81
支払承諾見返	4,750	4,706
貸倒引当金	△12,323	△12,606
資産の部合計	2,390,567	2,559,049

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)
負債の部		
預金	2,071,539	2,190,228
譲渡性預金	56,950	95,888
コールマネー及び売渡手形	60,580	—
借入金	57,816	115,511
その他負債	14,134	15,085
役員賞与引当金	22	23
退職給付に係る負債	75	61
睡眠預金払戻損失引当金	170	124
偶発損失引当金	57	58
繰延税金負債	1,021	2,990
再評価に係る繰延税金負債	1,053	1,000
支払承諾	4,750	4,706
負債の部合計	2,268,172	2,425,678
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,181	14,181
利益剰余金	85,937	92,384
株主資本合計	111,155	117,602
その他有価証券評価差額金	8,100	11,974
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,794	1,698
退職給付に係る調整累計額	△405	373
その他の包括利益累計額合計	9,490	14,046
非支配株主持分	1,748	1,721
純資産の部合計	122,394	133,371
負債及び純資産の部合計	2,390,567	2,559,049

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
経常収益	17,025	16,824
資金運用収益	13,544	13,451
(うち貸出金利息)	(11,062)	(11,176)
(うち有価証券利息配当金)	(2,403)	(2,141)
役務取引等収益	2,201	2,673
その他業務収益	563	383
その他経常収益	715	315
経常費用	12,695	11,662
資金調達費用	482	321
(うち預金利息)	(411)	(293)
役務取引等費用	977	902
その他業務費用	584	132
営業経費	9,437	9,603
その他経常費用	1,213	702
経常利益	4,330	5,161
特別利益	0	205
特別損失	195	104
税金等調整前中間純利益	4,134	5,262
法人税、住民税及び事業税	1,008	1,257
法人税等調整額	200	111
法人税等合計	1,208	1,368
中間純利益	2,926	3,894
非支配株主に帰属する中間純利益	1	11
親会社株主に帰属する中間純利益	2,924	3,882

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益	2,926	3,894
その他の包括利益	4,127	542
その他有価証券評価差額金	4,046	595
繰延ヘッジ損益	0	△1
退職給付に係る調整額	80	△52
中間包括利益	7,053	4,436
親会社株主に係る中間包括利益	6,963	4,467
非支配株主に係る中間包括利益	90	△30

■中間連結株主資本等変動計算書

令和2年度中間期（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,181	83,406	108,624
当中間期変動額				
剰余金の配当			△442	△442
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,924	2,924
土地再評価差額金の取崩			48	48
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,530	2,530
当中間期末残高	11,036	14,181	85,937	111,155

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,143	0	1,843	△486	5,500	1,661	115,786
当中間期変動額							
剰余金の配当							△442
親会社株主に帰属する 中間純利益							2,924
土地再評価差額金の取崩							48
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,957	0	△48	80	3,989	87	4,077
当中間期変動額合計	3,957	0	△48	80	3,989	87	6,608
当中間期末残高	8,100	0	1,794	△405	9,490	1,748	122,394

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,181	88,905	114,123
会計方針の変更による 累積的影響額			△25	△25
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,036	14,181	88,879	114,098
当中間期変動額				
剰余金の配当			△353	△353
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,882	3,882
土地再評価差額金の取崩			△23	△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,504	3,504
当中間期末残高	11,036	14,181	92,384	117,602

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,336	1	1,674	425	13,438	1,828	129,390
会計方針の変更による 累積的影響額							△25
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,336	1	1,674	425	13,438	1,828	129,364
当中間期変動額							
剰余金の配当							△353
親会社株主に帰属する 中間純利益							3,882
土地再評価差額金の取崩							△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	638	△1	23	△52	608	△106	501
当中間期変動額合計	638	△1	23	△52	608	△106	4,006
当中間期末残高	11,974	0	1,698	373	14,046	1,721	133,371

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,134	5,262
減価償却費	557	594
減損損失	156	1
貸倒引当金の増減(△)	△87	1
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△27	△26
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△34	△56
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△21	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△24	△13
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△5	△2
資金運用収益	△13,544	△13,451
資金調達費用	482	321
有価証券関係損益(△)	△416	△256
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△7	△30
為替差損益(△は益)	1,296	△602
固定資産処分損益(△は益)	38	△102
貸出金の純増(△)減	△44,703	△38,483
預金の純増減(△)	105,249	82,622
譲渡性預金の純増減(△)	15,715	55,409
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	39,161	12,019
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	1,243	△149
コールマネー等の純増減(△)	△21,186	△23,000
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,119	△1,038
外国為替(負債)の純増減(△)	△4	△3
資金運用による収入	14,040	13,825
資金調達による支出	△505	△405
その他	2,610	6,047
小計	102,998	98,481
法人税等の支払額	△202	△1,624
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,796	96,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△69,419	△62,358
有価証券の売却による収入	16,908	15,437
有価証券の償還による収入	34,659	34,036
金銭の信託の増加による支出	△4,400	△5,545
有形固定資産の取得による支出	△869	△560
有形固定資産の売却による収入	0	535
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,122	△18,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△442	△354
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
リース債務の返済による支出	△31	△31
財務活動によるキャッシュ・フロー	△477	△389
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	4
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	79,200	78,016
現金及び現金同等物の期首残高	192,220	260,850
現金及び現金同等物の中間期末残高	271,421	338,867

■連結注記表（令和3年度中間期）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

4社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（10年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,563百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益321百万円を計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当行の連結子会社におけるクレジットカードの年会費について、従来は受取時に一括して収益認識を行っていましたが、当中間連結会計期間から経過期間に応じて収益認識を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が25百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

注記事項
(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等を除く） 95百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は674百万円、延滞債権額は22,638百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,397百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,727百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,278百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 128,124百万円
 担保資産に対応する債務
 借入金 113,000百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産15,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。
 また、その他資産には、保証金514百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、268,445百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが261,753百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,207百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は20,954百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益98百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却47百万円、貸倒引当金繰入額470百万円、株式等売却損50百万円及び株式等償却9百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、固定資産処益205百万円であります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損102百万円及び減損損失1百万円であります。
- 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地0百万円及び建物1百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	1百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	77,161	—	—	77,161	
合計	77,161	—	—	77,161	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	353百万円	4.58円	令和3年3月31日	令和3年6月29日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和3年11月12日 取締役会	普通株式	353百万円	利益剰余金	4.58円	令和3年9月30日	令和3年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	343,520百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,653百万円
現金及び現金同等物	338,867百万円

(金融商品関係)
1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	374	374	—
(2) 金銭の信託	6,429	6,429	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	376,559	376,559	—
(4) 貸出金	1,779,737		
貸倒引当金（*1）	△12,478		
	1,767,259	1,774,964	7,705
資産計	2,150,622	2,158,328	7,705
(1) 預金	2,190,228	2,190,603	375
(2) 譲渡性預金	95,888	95,889	0
(3) 借入金	115,511	115,527	16
負債計	2,401,628	2,402,021	392
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,371)	(1,371)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(9)	(9)	—
デリバティブ取引計	(1,380)	(1,380)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	7,239
組合出資金（*3）	1,762

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	6,429	—	6,429
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	84	290	—	374
その他有価証券				
国債・地方債等	36,995	97,622	—	134,617
社債	—	50,366	21,210	71,577
株式	24,377	—	—	24,377
その他	48,927	63,948	—	112,876
デリバティブ取引				
通貨関連	—	97	—	97
資産計	110,383	218,754	21,210	350,349
デリバティブ取引				
金利関連	—	3	—	3
通貨関連	—	1,474	—	1,474
負債計	—	1,478	—	1,478

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は33,111百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,774,964	1,774,964
資産計	—	—	1,774,964	1,774,964
預金	—	2,190,603	—	2,190,603
譲渡性預金	—	95,889	—	95,889
借入金	—	113,711	1,816	115,527
負債計	—	2,400,204	1,816	2,402,021

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~3.27%	0.09%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券 その他有価証券 私募債	20,171	—	0	1,038	—	—	21,210	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和3年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券（令和3年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	17,004	11,058	5,946
	債券	96,965	96,089	875
	国債	27,124	26,787	337
	地方債	32,547	32,430	117
	短期社債	—	—	—
	社債	37,292	36,872	420
	その他	117,311	105,063	12,247
	小計	231,281	212,211	19,070
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,372	8,060	△687
	債券	109,229	109,426	△196
	国債	9,870	10,001	△130
	地方債	65,074	65,128	△54
	短期社債	—	—	—
	社債	34,284	34,296	△11
	その他	28,959	29,750	△791
	小計	145,561	147,237	△1,675
合計		376,843	359,448	17,395

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和3年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和3年9月30日現在）
該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
役務取引等収益	1,903
預金・貸出金業務	195
為替業務	417
証券関連業務	46
代理業務	21
保護預り・貸金庫業務	23
その他業務	1,198
顧客との契約から生じる経常収益	1,903
上記以外の経常収益	14,920

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,706円15銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 50円31銭

単体決算の状況

■主要な経営指標等の推移（単体）

徳島銀行、大正銀行

項 目	期 別	平成31年度中間期	平成31年度中間期
		徳島銀行	大正銀行
経常収益	百万円	13,500	4,767
経常利益	百万円	3,832	798
中間純利益	百万円	2,784	602
当期純利益	百万円	—	—
資本金	百万円	11,036	2,689
発行済株式総数	千株	77,161	24,236
純資産額	百万円	100,061	21,582
総資産額	百万円	1,685,394	529,306
預金残高	百万円	1,519,409	485,953
貸出金残高	百万円	1,155,554	417,792
有価証券残高	百万円	333,261	36,302
1株当たり配当額	円	5.00	—
自己資本比率	%	5.93	4.07
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.59	5.98
従業員数	人	915	316
[外、平均臨時従業員数]	人	[90]	[99]

(注) 1. 自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

徳島大正銀行

項 目	期 別	令和2年度	令和3年度	平成31年度	令和2年度
		中間期	中間期		
経常収益	百万円	16,639	16,452	29,141	33,873
経常利益	百万円	4,319	5,125	4,917	8,803
中間純利益	百万円	2,919	3,872	—	—
当期純利益	百万円	—	—	3,432	6,055
資本金	百万円	11,036	11,036	11,036	11,036
発行済株式総数	千株	77,161	77,161	77,161	77,161
純資産額	百万円	119,635	129,844	113,265	125,658
総資産額	百万円	2,386,033	2,553,536	2,238,457	2,421,565
預金残高	百万円	2,072,527	2,191,344	1,967,279	2,108,715
貸出金残高	百万円	1,674,783	1,781,064	1,630,177	1,742,483
有価証券残高	百万円	383,447	383,391	362,361	369,854
1株当たり配当額	円	5.73	4.58	10.73	9.17
自己資本比率	%	5.01	5.08	5.05	5.18
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.03	8.09	7.81	8.02
従業員数	人	1,189	1,156	1,176	1,133
[外、平均臨時従業員数]	人	[95]	[93]	[92]	[96]

(注) 1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)
資産の部		
現金預け金	276,062	343,419
コールローン	5,000	—
商品有価証券	396	374
金銭の信託	4,913	6,429
有価証券	383,447	383,391
貸出金	1,674,783	1,781,064
外国為替	2,646	3,597
その他資産	23,916	20,030
その他の資産	23,916	20,030
有形固定資産	18,363	19,370
無形固定資産	1,567	1,216
前払年金費用	2,429	2,471
支払承諾見返	4,750	4,706
貸倒引当金	△12,242	△12,535
資産の部合計	2,386,033	2,553,536

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)
負債の部		
預金	2,072,527	2,191,344
譲渡性預金	56,950	95,888
コールマネー	60,580	—
借入金	57,100	114,800
その他負債	12,061	12,975
未払法人税等	988	1,262
リース債務	158	95
資産除去債務	255	282
その他の負債	10,657	11,334
役員賞与引当金	20	21
退職給付引当金	104	80
睡眠預金払戻損失引当金	170	124
偶発損失引当金	57	58
繰延税金負債	1,021	2,692
再評価に係る繰延税金負債	1,053	1,000
支払承諾	4,750	4,706
負債の部合計	2,266,398	2,423,691
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,177	14,177
資本準備金	9,514	9,514
その他資本剰余金	4,662	4,662
利益剰余金	84,668	91,064
利益準備金	2,280	2,280
その他利益剰余金	82,387	88,784
別途積立金	40,147	40,147
固定資産圧縮積立金	114	92
繰越利益剰余金	42,125	48,543
株主資本合計	109,881	116,278
その他有価証券評価差額金	7,958	11,867
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,794	1,698
評価・換算差額等合計	9,753	13,566
純資産の部合計	119,635	129,844
負債及び純資産の部合計	2,386,033	2,553,536

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
経常収益	16,639	16,452
資金運用収益	13,522	13,432
(うち貸出金利息)	(11,050)	(11,166)
(うち有価証券利息配当金)	(2,394)	(2,133)
役務取引等収益	1,836	2,320
その他業務収益	563	383
その他経常収益	717	316
経常費用	12,319	11,326
資金調達費用	478	318
(うち預金利息)	(411)	(293)
役務取引等費用	978	903
その他業務費用	584	132
営業経費	9,104	9,289
その他経常費用	1,174	683
経常利益	4,319	5,125
特別利益	0	205
特別損失	195	104
税引前中間純利益	4,124	5,226
法人税、住民税及び事業税	995	1,251
法人税等調整額	209	102
法人税等合計	1,204	1,354
中間純利益	2,919	3,872

■中間株主資本等変動計算書

令和2年度中間期（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					
						別途 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	116	39,597	82,142	107,355	
当中間期変動額											
剰余金の配当								△442	△442	△442	
中間純利益								2,919	2,919	2,919	
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—	
土地再評価差額金の取崩								48	48	48	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	2,527	2,525	2,525	
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	114	42,125	84,668	109,881	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	4,066	0	1,843	5,910	113,265
当中間期変動額					
剰余金の配当					△442
中間純利益					2,919
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					48
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,891	0	△48	3,843	3,843
当中間期変動額合計	3,891	0	△48	3,843	6,369
当中間期末残高	7,958	0	1,794	9,753	119,635

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					
						別途 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	109	45,032	87,570	112,783	
当中間期変動額											
剰余金の配当								△353	△353	△353	
中間純利益								3,872	3,872	3,872	
固定資産圧縮積立金の取崩							△16	16	—	—	
土地再評価差額金の取崩								△23	△23	△23	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△16	3,510	3,494	3,494	
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	92	48,543	91,064	116,278	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,198	1	1,674	12,874	125,658
当中間期変動額					
剰余金の配当					△353
中間純利益					3,872
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	669	△1	23	692	692
当中間期変動額合計	669	△1	23	692	4,186
当中間期末残高	11,867	0	1,698	13,566	129,844

■個別注記表 (令和3年度中間期)

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,563百万円であります。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
 - (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
 - (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
 - (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益321百万円を計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 424百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は671百万円、延滞債権額は22,635百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,397百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額29,721百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,278百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 128,124百万円
担保資産に対応する債務
借用金 113,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他の資産15,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金507百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、260,251百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが253,559百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

15,189百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は20,954百万円であります。

（中間損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益98百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却46百万円、貸倒引当金繰入額457百万円、株式等売却損50百万円及び株式等償却5百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、固定資産処分益205百万円であります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損102百万円及び減損損失1百万円であります。
- 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地0百万円及び建物1百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	1百万円

営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,035百万円
減価償却費	609
有価証券評価損	237
未払事業税	90
その他	650
繰延税金資産小計	4,622
評価性引当額	△1,698
繰延税金資産合計	2,923
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,097
退職給付関係	△444
固定資産圧縮積立金	△34
その他	△40
繰延税金負債合計	△5,616
繰延税金資産（負債）の純額	△2,692百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,682円76銭
1株当たりの中間純利益 50円18銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和3年11月25日

確認書

株式会社 徳島大正銀行
取締役頭取 板東豊彦

私は、当行の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適切性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
業務粗利益		13,881		14,783
業務粗利益率		1.27%		1.24%
業務純益		4,809		5,572
実質業務純益		4,955		5,482
コア業務純益		4,883		5,245
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		4,500		4,924

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	11,907	1,664	(49)	12,141	1,341	(50)
			13,522			13,432
資金調達費用	408	118	(49)	307	60	(50)
			476			317
資金運用収支	11,498	1,546	13,045	11,834	1,280	13,114
役務取引等収益	1,820	15	1,836	2,304	16	2,320
役務取引等費用	971	7	978	894	8	903
役務取引等収支	849	7	857	1,409	7	1,417
その他業務収益	18	545	563	169	214	383
その他業務費用	495	89	584	42	89	132
その他業務収支	△476	455	△20	126	124	251

(注) 1. () は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	1,820	15	1,836	2,304	16	2,320
うち預金・貸出業務	474	—	474	865	—	865
うち為替業務	398	14	412	406	15	421
うち証券関連業務	95	—	95	85	—	85
うち代理業務	14	—	14	21	—	21
うち保護預り・貸金庫業務	24	—	24	24	—	24
うち保証業務	20	0	21	24	1	25
役務取引等費用	971	7	978	894	8	903
うち為替業務	63	7	70	63	8	72
役務取引等収支	849	7	857	1,409	7	1,417

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	18	545	563	169	214	383
うち外国為替売買	—	—	—	—	17	17
うち商品有価証券売買	0	—	0	—	—	—
うち国債等債券売却益	16	545	561	167	196	364
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	1	—	1	1	—	1
うちその他の業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	495	89	584	42	89	132
うち外国為替売買損	—	89	89	—	—	—
うち商品有価証券売買損	—	—	—	0	—	0
うち国債等債券売却損	490	—	490	38	89	127
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	5	—	5	4	—	4
その他業務収支	△476	455	△20	126	124	251

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(136,913) 2,097,485	(49) 11,907	1.13	(188,312) 2,335,076	(50) 12,141	1.03
うち貸出金	1,564,302	10,402	1.32	1,660,655	10,472	1.25
うち商品有価証券	336	0	0.46	390	0	0.42
うち有価証券	242,653	1,380	1.13	251,542	1,489	1.18
うちコールローン	5,000	0	0.01	—	—	—
うち預け金	147,883	73	0.09	233,815	128	0.10
資金調達勘定	2,105,747	408	0.03	2,355,621	307	0.02
うち預金	1,984,954	381	0.03	2,154,584	282	0.02
うち譲渡性預金	50,379	4	0.01	52,125	1	0.00
うちコールマネー	41,928	△5	△0.02	45,836	△1	△0.00
うち借入金	33,002	28	0.17	109,112	23	0.04

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	212,678	1,664	1.56	212,871	1,341	1.25
うち貸出金	79,990	647	1.61	101,580	694	1.36
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	130,184	1,013	1.55	108,749	643	1.17
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(136,913) 210,415	(49) 118	0.11	(188,312) 212,349	(50) 60	0.05
うち預金	53,439	29	0.11	23,931	11	0.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	20,040	37	0.37	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,173,250	13,522	1.24	2,359,635	13,432	1.13
うち貸出金	1,644,293	11,050	1.34	1,762,236	11,166	1.26
うち商品有価証券	336	0	0.46	390	0	0.42
うち有価証券	372,838	2,393	1.28	360,291	2,132	1.18
うちコールローン	5,000	0	0.01	—	—	—
うち預け金	147,883	73	0.09	233,815	128	0.10
資金調達勘定	2,179,249	476	0.04	2,379,658	317	0.02
うち預金	2,038,394	411	0.04	2,178,516	293	0.02
うち譲渡性預金	50,379	4	0.01	52,125	1	0.00
うちコールマネー	61,969	32	0.10	45,836	△1	△0.00
うち借入金	33,002	28	0.17	109,112	23	0.04

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度中間期68,063百万円、令和3年度中間期84,354百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度中間期4,738百万円、令和3年度中間期6,369百万円)及び利息(令和2年度中間期1百万円、令和3年度中間期0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度中間期117百万円、令和3年度中間期40百万円)を控除して表示しております。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度中間期68,181百万円、令和3年度中間期84,395百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度中間期4,738百万円、令和3年度中間期6,369百万円)及び利息(令和2年度中間期1百万円、令和3年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法)により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析

令和2年度中間期の純増減は、平成31年度中間期における徳島銀行及び大正銀行の計数を単純合算したものと比較した計数を記載しております。

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	615	△745	△129	1,235	△1,001	233
うち貸出金	529	△662	△132	607	△537	69
うち商品有価証券	0	△0	△0	0	△0	0
うち有価証券	112	△125	△13	52	56	109
うちコールローン	0	0	0	—	△0	△0
うち預け金	15	△13	2	47	7	54
支払利息	16	△27	△10	32	△134	△101
うち預金	9	△17	△8	22	△120	△98
うち譲渡性預金	0	△0	△0	0	△2	△2
うちコールマネー	△3	1	△1	△0	3	3
うち借用金	10	△10	0	16	△21	△4

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△39	△1,109	△1,148	1	△324	△322
うち貸出金	66	△294	△227	147	△101	46
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△101	△813	△914	△126	△243	△369
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	△3	△36	△39	0	△57	△57
うち預金	0	△91	△90	△13	△4	△18
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	37	—	37	—	△37	△37
うち借用金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	813	△2,105	△1,291	1,060	△1,150	△89
うち貸出金	591	△950	△359	747	△631	115
うち商品有価証券	0	△0	△0	0	△0	0
うち有価証券	42	△970	△928	△74	△186	△260
うちコールローン	0	0	0	—	△0	△0
うち預け金	15	△13	2	47	7	54
支払利息	23	△87	△64	26	△186	△159
うち預金	10	△109	△99	18	△136	△117
うち譲渡性預金	0	△0	△0	0	△2	△2
うちコールマネー	22	13	35	0	△34	△33
うち借用金	10	△10	0	16	△21	△4

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種類	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
総資産経常利益率		0.37		0.40
資本経常利益率		7.39		8.00
総資産中間純利益率		0.25		0.30
資本中間純利益率		5.00		6.04

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.13	1.56	1.24	1.03	1.25	1.13
資金調達原価	0.87	0.16	0.86	0.80	0.11	0.80
総資金利鞘	0.26	1.40	0.38	0.23	1.14	0.33

■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	77.07	127.06	78.64	74.05	463.95	77.86
期中平均残高	76.85	149.68	78.72	75.25	424.46	79.00

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：%)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	12.39	190.21	18.00	11.94	503.80	16.76
期中平均残高	11.92	243.60	17.84	11.39	454.41	16.15

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,005,333	67,194	2,072,527	2,168,939	22,404	2,191,344
流動性預金	1,009,002	—	1,009,002	1,169,706	—	1,169,706
定期性預金	993,956	—	993,956	997,292	—	997,292
その他預金	2,374	67,194	69,568	1,940	22,404	24,345
譲渡性預金	56,950	—	56,950	95,888	—	95,888
合計	2,062,283	67,194	2,129,477	2,264,827	22,404	2,287,232

- （注） 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,984,954	53,439	2,038,394	2,154,584	23,931	2,178,516
流動性預金	984,591	—	984,591	1,158,922	—	1,158,922
定期性預金	998,196	—	998,196	993,447	—	993,447
その他預金	2,166	53,439	55,606	2,215	23,931	26,146
譲渡性預金	50,379	—	50,379	52,125	—	52,125
合計	2,035,333	53,439	2,088,773	2,206,710	23,931	2,230,642

- （注） 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和2年度中間期	239,479	192,100	411,064	67,514	66,567	10,095	986,821
	令和3年度中間期	245,647	173,003	429,499	63,181	66,751	12,074	990,158
うち固定金利 定期預金	令和2年度中間期	239,471	192,098	411,048	67,497	66,549	10,095	986,759
	令和3年度中間期	245,630	173,003	429,493	63,163	66,731	12,074	990,097
うち変動金利 定期預金	令和2年度中間期	1	2	15	17	18	—	55
	令和3年度中間期	11	0	6	18	19	—	55

- （注） 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する自由金利定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	151,102	39,005	190,108	139,359	56,225	195,584
証書貸付	1,229,032	46,374	1,275,407	1,312,762	47,722	1,360,484
当座貸越	205,903	—	205,903	221,869	—	221,869
割引手形	3,364	—	3,364	3,125	—	3,125
合計	1,589,403	85,380	1,674,783	1,677,116	103,947	1,781,064

■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	158,322	37,168	195,490	143,001	53,226	196,228
証書貸付	1,194,562	42,822	1,237,385	1,302,061	48,353	1,350,415
当座貸越	207,534	—	207,534	212,172	—	212,172
割引手形	3,882	—	3,882	3,420	—	3,420
合計	1,564,302	79,990	1,644,293	1,660,655	101,580	1,762,236

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和2年度中間期	364,204	260,372	188,765	136,958	
	令和3年度中間期	373,523	283,320	195,271	151,338	555,740	221,869	1,781,064
うち変動金利	令和2年度中間期		148,341	111,438	81,145	329,335	60,238	
	令和3年度中間期		171,039	113,507	85,257	348,955	79,228	
うち固定金利	令和2年度中間期		112,031	77,326	55,812	189,243	145,664	
	令和3年度中間期		112,281	81,764	66,081	206,784	142,640	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
有価証券	1,000	1,000
債権	14,461	15,762
商品	—	—
不動産	829,952	916,511
その他	8,357	7,779
小計	853,772	941,054
保証	323,566	353,142
信用	497,444	486,867
合計	1,674,783	1,781,064

■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
有価証券	—	—
債権	569	392
商品	—	—
不動産	744	682
その他	232	—
小計	1,545	1,075
保証	171	142
信用	3,032	3,488
合計	4,750	4,706

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,674,783	100.00	1,781,064	100.00
製造業	86,676	5.17	87,865	4.93
農業、林業	4,539	0.27	4,908	0.27
漁業	174	0.01	233	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	5,133	0.30	4,600	0.25
建設業	90,172	5.38	101,616	5.70
電気・ガス・熱供給・水道業	28,366	1.69	31,581	1.77
情報通信業	12,170	0.72	13,200	0.74
運輸業、郵便業	155,640	9.29	187,910	10.55
卸売業、小売業	114,335	6.82	124,690	7.00
金融業、保険業	45,377	2.70	41,410	2.32
不動産業、物品賃貸業	566,735	33.83	602,324	33.81
各種サービス業	203,767	12.16	211,240	11.86
地方公共団体	58,986	3.52	58,213	3.26
その他	302,707	18.07	311,264	17.47
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,674,783		1,781,064	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	918,450	54.84	1,000,912	56.19
運転資金	756,333	45.16	780,152	43.80
合計	1,674,783	100.00	1,781,064	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,476,279	1,576,264
総貸出金残高 ②	1,674,783	1,781,064
中小企業等貸出金比率 ①/②	88.14%	88.50%
中小企業等貸出先件数 ③	50,304	51,592
総貸出先件数 ④	50,609	51,887
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.39%	99.43%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年度中間期					令和3年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7,153	7,299	—	7,153	7,299	7,131	7,042	—	7,131	7,042
個別貸倒引当金	5,203	4,943	893	4,309	4,943	5,404	5,493	457	4,946	5,493
合計	12,356	12,242	893	11,462	12,242	12,536	12,535	457	12,078	12,535

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和2年度中間期	令和3年度中間期
貸出金償却額	140	46

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和2年度中間期	令和3年度中間期
破綻先債権額	881	671
延滞債権額	18,656	22,635
3ヵ月以上延滞債権額	141	16
貸出条件緩和債権額	1,824	6,397
合計	21,504	29,721
部分直接償却実施額	6,869	6,563
貸出金残高(末残)	1,674,783	1,781,064
リスク管理債権比率	1.28%	1.66%

(注) リスク管理債権の定義は、37ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和2年度中間期	令和3年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,595	5,265
危険債権	14,061	18,178
要管理債権	1,966	6,414
小計	① 21,623	29,858
正常債権	1,678,249	1,777,928
合計	② 1,699,872	1,807,787
部分直接償却実施額	6,869	6,563
対象債権に占める比率	①/② 1.27%	1.65%

(注) 1. 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

2. 金融再生法開示債権の定義
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

(3)要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
商品国債	109	101
商品地方債	227	288
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	336	390

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	66,036	—	66,036	36,995	—	36,995
地方債	67,074	—	67,074	97,622	—	97,622
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	72,508	—	72,508	71,565	—	71,565
株式	22,126	—	22,126	29,458	—	29,458
その他の証券	27,886	127,813	155,700	34,874	112,876	147,750
うち外国債券	—	127,813	127,813	—	112,876	112,876
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	255,633	127,813	383,447	270,515	112,876	383,391

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	64,854	—	64,854	38,281	—	38,281
地方債	67,265	—	67,265	91,038	—	91,038
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	66,946	—	66,946	70,254	—	70,254
株式	16,799	—	16,799	22,867	—	22,867
その他の証券	26,788	130,184	156,972	29,100	108,749	137,849
うち外国債券	—	130,184	130,184	—	108,749	108,749
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	242,653	130,184	372,838	251,542	108,749	360,291

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	期間						期間の定め のないもの	合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国債	令和2年度中間期	12,991	19,141	3,076	—	10,103	20,723	—	66,036
	令和3年度中間期	6,573	15,513	—	—	—	14,908	—	36,995
地方債	令和2年度中間期	14,485	13,150	12,103	12,073	15,261	—	—	67,074
	令和3年度中間期	10,696	10,334	35,432	16,991	24,168	—	—	97,622
短期社債	令和2年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和2年度中間期	20,352	36,524	7,965	4,697	2,969	—	—	72,508
	令和3年度中間期	11,675	36,181	16,244	6,954	510	—	—	71,565
株式	令和2年度中間期	—	—	—	—	—	—	22,126	22,126
	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	29,458	29,458
その他の証券	令和2年度中間期	39,093	4,781	8,025	9,329	71,546	202	22,720	155,700
	令和3年度中間期	3,452	10,327	16,731	16,546	73,169	—	27,522	147,750
うち外国債券	令和2年度中間期	38,104	3,588	7,176	8,829	70,115	—	—	127,813
	令和3年度中間期	3,233	8,475	14,052	15,357	71,756	—	—	112,876
うち外国株式	令和2年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	328	328
関連法人等株式	—	—

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,818	4,579	4,239	16,388	10,872	5,516
	債券	113,645	112,525	1,120	96,965	96,089	875
	国債	45,312	44,711	601	27,124	26,787	337
	地方債	33,595	33,449	146	32,547	32,430	117
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	34,736	34,363	373	37,292	36,872	420
	その他	112,247	103,384	8,863	117,311	105,063	12,247
	小計	234,711	220,489	14,222	230,665	212,025	18,639
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,213	8,308	△1,095	7,372	8,060	△687
	債券	91,974	92,315	△340	109,218	109,414	△196
	国債	20,723	21,015	△291	9,870	10,001	△130
	地方債	33,479	33,501	△22	65,074	65,128	△54
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	37,771	37,798	△26	34,273	34,284	△11
	その他	42,739	44,122	△1,383	28,959	29,750	△791
	小計	141,927	144,747	△2,819	145,550	147,225	△1,675
合計	376,639	365,236	11,402	376,215	359,251	16,964	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	5,765	5,368
組合出資金	712	1,478

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和2年度中間期における減損処理額は、65百万円（うち株式65百万円）であります。

令和3年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和2年度中間期	令和3年度中間期
評価差額	11,402	16,964
その他有価証券	11,402	16,964
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	—	—
(△) 繰延税金負債	3,444	5,097
その他有価証券評価差額金	7,958	11,867

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	令和2年度中間期				令和3年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品取引所	金利先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	592	592	△7	△7	584	84	△3	△3
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
その他									
売建	—	—	—	—	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計			△7	△7			△3	△3	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和2年度中間期				令和3年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ								
	為替予約								
	売建	89,017	132	△372	△372	139,564	252	△1,437	△1,437
	買建	5,687	133	170	170	2,112	251	69	69
	通貨オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他								
売建	—	—	—	—	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計			△201	△201			△1,367	△1,367	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	令和2年度中間期				令和3年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取変 動・支払固定	貸出金	618	260	(注)	貸出金	237	—	(注)
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和2年度中間期				令和3年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	442	—	2	外貨建の 貸出金	441	—	△9
合計					2				△9

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	110,802	117,249
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,218	25,218
うち、利益剰余金の額	85,937	92,384
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	353	353
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△405	373
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△405	373
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,307	7,051
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,307	7,051
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1,800
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	512	364
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	609	463
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	120,625	127,302
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,089	845
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,089	845
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	8	30
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,255	2,070
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,354	2,946
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	118,271	124,355

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,399,281	1,465,235
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	215	197
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	215	197
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	55,862	55,706
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,455,143	1,520,941
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.12%	8.17%

自己資本の充実の状況（連結）

■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,076	363	12,656	506
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,550	62	1,830	73
我が国の政府関係機関向け	5,451	218	1,699	67
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,529	421	5,264	210
法人等向け	709,200	28,368	758,785	30,351
中小企業等向け及び個人向け	234,893	9,395	230,290	9,211
抵当権付住宅ローン	40,005	1,600	49,776	1,991
不動産取得等事業向け	294,681	11,787	298,919	11,956
三月以上延滞等	2,965	118	1,479	59
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,112	164	4,462	178
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	20,713	828	26,357	1,054
（うち出資等のエクスポージャー）	20,713	828	26,357	1,054
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	30,708	1,228	31,491	1,259
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	9,184	367	8,955	358
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	21,523	860	22,536	901
証券化	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23,943	957	27,127	1,085
（うちルック・スルー方式）	23,928	957	27,047	1,081
（うちマンデート方式）	14	0	79	3
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	215	8	197	7
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,388,048	55,521	1,450,339	58,013

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	13	0	69	2
短期の貿易関連偶発債務	5	0	23	0
特定の取引に係る偶発債務	892	35	972	38
原契約期間が1年超のコミットメント	4,148	165	3,755	150
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,371	94	1,930	77
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	331	13	348	13
派生商品取引	1,388	55	3,118	124
オフ・バランス取引等 計	9,150	366	10,218	408
【CVAリスク相当額に係る額】 （簡便的リスク測定方式）	2,082	83	4,677	187
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,399,281	55,971	1,465,235	58,609

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	55,971	58,609
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,234	2,228
合計	58,205	60,837

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和2年度中間期					令和3年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,252,577	1,609,985	235,387	3,435	3,172	2,445,982	1,703,451	211,253	4,325	1,671
国外計	174,821	76,299	92,900	3,441	—	204,861	89,420	102,297	10,833	—
地域別合計	2,427,398	1,686,285	328,287	6,877	3,172	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	1,671
製造業	109,283	93,534	3,984	2	216	110,459	93,480	3,860	0	14
農業、林業	5,627	5,477	150	—	—	6,087	5,904	150	—	—
漁業	473	473	—	—	9	513	513	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	5,191	5,191	—	—	12	4,858	4,653	—	—	10
建設業	100,410	96,888	2,978	0	262	114,317	109,424	2,915	0	230
電気・ガス・熱供給・水道業	38,216	31,325	6,057	—	—	38,954	33,059	5,234	—	—
情報通信業	13,430	12,477	66	—	1	14,388	13,213	74	—	14
運輸業、郵便業	159,106	157,160	1,680	95	—	190,673	188,889	1,580	101	—
卸売業、小売業	123,319	118,226	4,311	1	462	135,522	129,608	4,290	2	398
金融業、保険業	477,299	39,801	93,276	6,772	—	573,035	40,532	61,442	15,050	—
不動産業、物品賃貸業	494,719	488,139	5,276	5	533	528,270	520,065	7,180	3	373
各種サービス業	223,347	218,179	3,598	—	1,054	230,421	224,944	3,559	—	102
地方公共団体	127,948	60,565	67,251	—	—	158,311	60,636	97,558	—	—
その他	549,024	358,843	139,655	—	619	545,029	367,946	125,702	—	516
業種別合計	2,427,398	1,686,285	328,287	6,877	3,172	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	1,671
1年以下	524,044	436,590	85,738	1,364	—	495,165	461,179	32,104	1,511	—
1年超3年以下	203,984	132,068	71,869	14	—	213,565	143,333	70,149	41	—
3年超5年以下	189,158	159,000	30,132	—	—	218,021	152,367	65,603	—	—
5年超7年以下	124,356	98,551	25,780	—	—	142,442	104,744	37,652	—	—
7年超10年以下	259,641	165,670	93,751	—	—	294,003	200,779	93,014	—	—
10年超	712,528	691,504	21,015	—	—	742,904	727,871	15,025	—	—
期間の定めのないもの	413,684	2,898	—	5,497	—	544,742	2,596	—	13,606	—
残存期間別合計	2,427,398	1,686,285	328,287	6,877	—	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年度中間期	7,162	145	7,307
	令和3年度中間期	7,141	△90	7,051
個別貸倒引当金	令和2年度中間期	5,248	△233	5,015
	令和3年度中間期	5,463	91	5,554
特定海外債権引当勘定	令和2年度中間期	—	—	—
	令和3年度中間期	—	—	—
合計	令和2年度中間期	12,411	△88	12,323
	令和3年度中間期	12,604	2	12,606

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,248	△233	5,015	5,463	91	5,554
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,248	△233	5,015	5,463	91	5,554
製造業	514	△37	477	339	△40	299
農業、林業	3	△3	0	97	△3	94
漁業	1	—	1	1	△1	0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	—	8	9	△4	5
建設業	210	△6	204	269	23	292
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	44	—	44	52	△42	10
運輸業、郵便業	435	206	641	515	△197	318
卸売業、小売業	1,080	△144	936	919	△78	841
金融業、保険業	—	—	—	—	8	8
不動産業、物品賃貸業	1,157	405	1,562	1,887	208	2,095
各種サービス業	1,232	△614	618	760	99	859
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	560	△41	519	610	119	729
業種別合計	5,248	△233	5,015	5,463	91	5,554

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和2年度中間期	令和3年度中間期
製造業	17	7
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	9	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	54	34
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	12	2
各種サービス業	46	1
地方公共団体	—	—
その他	1	0
合計	142	47

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	48,042	599,762	54,026	749,806
10%	—	81,901	—	80,846
20%	99,419	—	69,271	812
35%	—	114,260	—	142,183
50%	162,360	272	185,164	190
75%	—	265,148	—	263,112
100%	22,240	991,391	21,324	1,040,283
150%	—	1,464	—	659
250%	—	3,673	—	3,582
合計	332,062	2,057,874	329,787	2,281,475

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ツブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
適格金融資産担保	36,975	40,777
適格保証又はクレジット・デリバティブ	194,653	217,322

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引
派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	695	7,730
グロスのアドオンの合計額 (B)	6,182	7,428
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	6,877	15,159
派生商品取引	6,877	15,159
外国為替関連取引	4,056	6,351
金利関連取引	246	117
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	2,574	8,689
(A) + (B) - (C)	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	6,877	15,159

（注）原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和2年度中間期	令和3年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	0	—
	プロテクションの提供	48,580	56,595
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	0	—
	プロテクションの提供	48,580	56,595

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	0	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,776		24,377	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	7,311		6,910	
合計	24,088	24,088	31,287	31,287

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
売却に伴う損益の額	424	29
償却に伴う損益の額	△79	△9

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	3,703	5,259
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
ルック・スルー方式	30,293	27,047
マンドート方式	14	79
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	30,307	27,127

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウエイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウエイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和2年度中間期	令和3年度中間期	令和2年度中間期	令和3年度中間期
1	上方パラレルシフト	21,044	7,741	7,224	8,761
2	下方パラレルシフト	—	572	8,541	8,616
3	スティープ化	16,191	2,462		
4	最大値	21,044	7,741	8,541	8,761
5	自己資本の額	令和2年度中間期 118,271		令和3年度中間期 124,355	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	109,527	115,924
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,213	25,213
うち、利益剰余金の額	84,668	91,064
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	353	353
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,299	7,042
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,299	7,042
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1,800
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	512	364
コア資本に係る基礎項目の額	119,139	125,130
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,089	845
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,089	845
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,689	1,718
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	2,779	2,564
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	116,359	122,566

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,394,634	1,460,678
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	215	197
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	215	197
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	53,947	53,808
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,448,581	1,514,487
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	8.03%	8.09%

■ 定量的な開示事項（単体）
■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,076	363	12,656	506
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,550	62	1,830	73
我が国の政府関係機関向け	5,451	218	1,699	67
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,528	421	5,244	209
法人等向け	710,749	28,429	760,351	30,414
中小企業等向け及び個人向け	234,884	9,395	230,281	9,211
抵当権付住宅ローン	40,005	1,600	49,776	1,991
不動産取得等事業向け	294,681	11,787	298,919	11,956
三月以上延滞等	2,963	118	1,475	59
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,112	164	4,462	178
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	18,982	759	24,630	985
（うち出資等のエクスポージャー）	18,982	759	24,630	985
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	26,255	1,050	27,129	1,085
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	9,101	364	8,819	352
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー等）	17,154	686	18,309	732
証券化※	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化※	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※	23,943	957	27,127	1,085
（うちルック・スルー方式）	23,928	957	27,047	1,081
（うちマンドート方式）	14	0	79	3
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	215	8	197	7
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,383,401	55,336	1,445,782	57,831

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	13	0	69	2
短期の貿易関連偶発債務	5	0	23	0
特定の取引に係る偶発債務	892	35	972	38
原契約期間が1年超のコミットメント	4,148	165	3,755	150
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,371	94	1,930	77
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	331	13	348	13
派生商品取引	1,388	55	3,118	124
オフ・バランス取引等 計	9,150	366	10,218	408
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	2,082	83	4,677	187
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,394,634	55,785	1,460,678	58,427

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和2年度中間期	令和3年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	55,785	58,427
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	2,157	2,152
合計	57,943	60,579

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和2年度中間期					令和3年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,247,904	1,611,533	235,375	3,435	3,117	2,441,362	1,705,017	211,242	4,325	1,622
国外計	174,821	76,299	92,900	3,441	—	204,861	89,420	102,297	10,833	—
地域別合計	2,422,725	1,687,833	328,275	6,877	3,117	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	1,622
製造業	107,196	93,534	3,984	2	216	108,372	93,480	3,860	0	14
農業、林業	5,627	5,477	150	—	—	6,087	5,904	150	—	—
漁業	473	473	—	—	9	513	513	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	5,191	5,191	—	—	12	4,858	4,653	—	—	10
建設業	100,410	96,888	2,978	0	262	114,317	109,424	2,915	0	230
電気・ガス・熱供給・水道業	38,216	31,325	6,057	—	—	38,954	33,059	5,234	—	—
情報通信業	12,994	12,041	66	—	1	14,388	13,213	74	—	14
運輸業、郵便業	159,106	157,160	1,680	95	—	190,673	188,889	1,580	101	—
卸売業、小売業	123,319	118,226	4,311	1	462	135,522	129,608	4,290	2	398
金融業、保険業	479,160	41,350	93,276	6,772	—	572,506	39,789	61,442	15,050	—
不動産業、物品賃貸業	494,756	488,139	5,276	5	533	528,307	520,065	7,180	3	373
各種サービス業	223,777	218,615	3,586	—	1,054	230,419	224,944	3,548	—	102
地方公共団体	127,948	60,565	67,251	—	—	158,311	60,636	97,558	—	—
その他	544,547	358,843	139,655	—	563	542,991	370,254	125,702	—	467
業種別合計	2,422,725	1,687,833	328,275	6,877	3,117	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	1,622
1年以下	525,579	438,138	85,726	1,364	—	496,619	462,745	32,093	1,511	—
1年超3年以下	203,984	132,068	71,869	14	—	213,565	143,333	70,149	41	—
3年超5年以下	189,158	159,000	30,132	—	—	218,021	152,367	65,603	—	—
5年超7年以下	124,356	98,551	25,780	—	—	142,442	104,744	37,652	—	—
7年超10年以下	259,641	165,670	93,751	—	—	294,003	200,779	93,014	—	—
10年超	712,528	691,504	21,015	—	—	742,904	727,871	15,025	—	—
期間の定めのないもの	407,477	2,898	—	5,497	—	538,668	2,596	—	13,606	—
残存期間別合計	2,422,725	1,687,833	328,275	6,877	—	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年度中間期	7,153	146	7,299
	令和3年度中間期	7,131	△89	7,042
個別貸倒引当金	令和2年度中間期	5,203	△260	4,943
	令和3年度中間期	5,404	89	5,493
特定海外債権引当勘定	令和2年度中間期	—	—	—
	令和3年度中間期	—	—	—
合計	令和2年度中間期	12,356	△114	12,242
	令和3年度中間期	12,536	△1	12,535

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和2年度中間期			令和3年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,203	△260	4,943	5,404	89	5,493
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,203	△260	4,943	5,404	89	5,493
製造業	514	△37	477	339	△40	299
農業、林業	3	△3	0	97	△3	94
漁業	1	—	1	1	△1	0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	—	8	9	△4	5
建設業	210	△6	204	269	23	292
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	44	—	44	52	△42	10
運輸業、郵便業	435	206	641	515	△197	318
卸売業、小売業	1,080	△144	936	919	△78	841
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,157	405	1,562	1,887	208	2,095
各種サービス業	1,232	△614	618	760	99	859
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	514	△67	447	551	126	677
業種別合計	5,203	△260	4,943	5,404	89	5,493

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和2年度中間期	令和3年度中間期
製造業	17	7
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	9	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	54	34
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	12	2
各種サービス業	46	1
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	140	46

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	48,042	599,761	54,026	749,805
10%	15,504	66,397	—	80,846
20%	99,418	—	69,271	711
35%	—	114,260	—	142,183
50%	162,360	272	185,164	190
75%	—	265,135	—	263,100
100%	22,240	986,837	21,324	1,035,890
150%	—	1,464	—	659
250%	—	3,640	—	3,527
合計	347,566	2,037,770	329,787	2,276,916

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
適格金融資産担保	36,975	40,777
適格保証又はクレジット・デリバティブ	194,653	217,322

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	695	7,730
グロスのアドオンの合計額 (B)	6,182	7,428
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	6,877	15,159
派生商品取引	6,877	15,159
外国為替関連取引	4,056	6,351
金利関連取引	246	117
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	2,574	8,689
(A) + (B) - (C)	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	6,877	15,159

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和2年度中間期	令和3年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	0	—
	プロテクションの提供	40,580	56,595
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	0	—
	プロテクションの提供	40,580	56,595

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	0	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度中間期		令和3年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,031		23,760	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,765		5,368	
合計	21,797	21,797	29,129	29,129

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
売却に伴う損益の額	424	29
償却に伴う損益の額	△74	△5

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	3,143	4,828
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和2年度中間期	令和3年度中間期
ルック・スルー方式	30,293	27,047
マンドート方式	14	79
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	30,307	27,127

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和2年度中間期	令和3年度中間期	令和2年度中間期	令和3年度中間期
1	上方パラレルシフト	21,044	7,741	7,224	8,761
2	下方パラレルシフト	—	572	8,541	8,616
3	スティープ化	16,191	2,462		
4	最大値	21,044	7,741	8,541	8,761
		令和2年度中間期		令和3年度中間期	
5	自己資本の額	116,359		122,566	